

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報 第三百三號

明治卅七年三月廿一日 和歌山縣

公文

○和歌山縣令第十八號

鍼術灸術營業取締規則左ノ通り相定メ
明治三十七年五月一日ヨリ施行ス

明治十七年四月本縣布第二十九號違針灸按摩取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス
明治三十七年三月十七日
和歌山縣知事 伯備 清 兼 家 教

鍼術灸術營業取締規則

- 第一條 鍼術、灸術ノ營業ヲナサントスル者ハ左記事項ヲ具シ電廳ヘ出願許可ヲ受クヘシ
 - 一 族籍、住所、氏名、生年月日
 - 二 修業履歷書
 - 三 戸籍謄本
 - 四 健康診斷書
 - 五 施術實驗セシ師家ノ監明書及ハ學校ノ卒業證書
- 第二條 左ノ事項ニ該當スルモノハ鍼術灸術營業者タルコトヲ得ス
 - 一 解剖學、生理學ノ大要ヲ知得セザル者

縣報第三百三號 明治三十七年三月廿一日 第三種郵便物認可

- 二 結核、梅毒、淋病其ノ他傳染性皮膚病ヲ患フル者
 - 三 本則ヲ遵守スル能力ナシト認ムル者
- 許可ノ後前項第二號第三號ニ該當スル事由ノ生ラレトモハ其許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止ス

第三條 施術料額ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ營業所見易キ場所ニ掲示スヘシ

第四條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ但シ第五條ハ鍼術營業者ニ限り適用ス
 一 營業所、出張所ニハ免許番號ヲ記シタル標札ヲ掲グルコト但シ鍼灸醫等醫師ニ紛ハレキ標號ヲ用ユルコトヲ得ス

二 施術患者重症ナルトキハ醫師ノ指圖ヲ受クルコト

三 醫師施療中ノ患者ニ對シ施術セヨトスルトキハ其主治醫ノ許諾ヲ受クルコト

四 營業中ハ必ス許可証ヲ携帯スルコト

五 施行ヲ爲スニ該リテハ一人毎ニ左ノ藥品ノ一ニ依リ手指及鍼器ヲ消毒スルコト
 一 百倍石炭酸水
 一 アルコホル

第五條 左ノ事項ニ該當スヘキ行為ヲナスヘカラス
 一 無免許ノ者ヲシテ施術ノ代理ヲ爲シタルコト
 二 患者ニ對シ處方ヲ示シ又ハ藥劑ヲ與ヘ若ハ注射器ヲ使用スル等醫師ノ業務ニ屬スヘキ行為ヲナスコト

第六條 左ノ事項ハ十日以内ニ當廳ヘ届出免狀ノ返納、書換又ハ再送ヲ請フヘシ但シ失踪

逃亡若ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依リ届出義務者ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

一 本籍住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ

二 職業シタルトキ

三 海外ヘ旅行セントスルトキ

四 歸國シタルトキ

五 失踪逃亡又ハ死亡シタルトキ

六 免狀ヲ毀損亡失シタルトキ

第七條 左ノ事項ハ三日以内ニ所轄警察官署ヘ届出ヘシ
一 出張所ヲ開閉シタルトキ但シ開始ニアリテハ其位置或ハ出張ノ定日開所ノ月日具備
スルヲ要ス

二 旅行先ニ於テ七日以上滞在應務セシメタルトキ及禁止シタルトキ

三 一ヶ月以上休業セントスルトキ及復業シタルトキ

第八條 營業者六ヶ月以上行衝不明ナルトキハ免狀ヲ無効トスルコトアルヘシ

第九條 本則ニ依リ處罰ヲ受ケ其ノ他業務上不正ノ行爲アリタルトキハ其許可ヲ取消シ又
ハ其營業ヲ停止スルコトアルヘシ

前項ニ依リ許可ヲ取消シタル場合ハ五日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第十條 本則ノ願届ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十一條 本則第一條第三條第四條第五條第六條第七條第九條第二項ニ違背シタル者又ハ
詐欺ノ願届ヲナシタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第十二條 從來ノ免許者ハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ更ニ届出免狀ノ書換ヲ請フヘシ
前項ノ書換ヲ出願セザル者ハ其免狀ヲ無効トス

○和歌山縣令第十九號

炭疽發生ニ付左記ノ區域ヲ豫防線トシ牛馬羊豚ノ出入往來ヲ停止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十七年三月十九日

和歌山縣知事 伯耆 齋 藤 家 敏

一 海草郡山口村大字中筋日延

東 竹田源右衛門宅地東側里道以西

西 全 人宅地通ヲ以東

南 竹田堯一宅地限ヲ

北 三手州筋溝限ヲ



○和歌山縣告示第七十七號

今般左記ノ者本縣選種検査員ヲ命ジテ

明治三十七年三月十七日

和歌山縣知事

伯野 清 兼 家 敬
 星 田 伊 三 郎
 谷 河 吉 郎

○和歌山縣告示第七十八號

縣下海草郡山口村大字中筋日福竹田源右衛門制社牛一頭本月十八日炭疽ニ罹リ同十九日斃死ニシ

明治三十七年三月十九日

和歌山縣知事

伯野 清 兼 家 敬

○町村長助役ノ異動

西牟婁郡東富田村助役	吉田 利三郎
那賀郡那月村有給助役	山 田 健一
日高郡蓮屋村助役	平井吉太郎
伊都郡天野村長	中 林 健 松
全 助役	堂 坂 實 松

右三月十七日認可

右三月十九日認可

縣報第三百三號

明治三十七年三月廿一日

第三種郵便物認可

四

○觀 測

明治三十七年三月十六日ヨリ三日間當地氣象概況

種 類	三月十六日		三月十七日		三月十八日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
平均氣壓	七五九純六	七六九純七	七六三純六	七六六純二	七六九純二	七六〇純九
平均氣溫	一〇度四	五度五	八度八	九度二	八度三	七度八
最高氣溫	一三度五	一一度八	一二度四	一四度五	一二度三	一〇度二
最低氣溫	七度八	〇度以下二度三	五度五	五度五	四度七	五度八
最多風向	北	北西	北	北東	北	北々東
平均風力	五米一	二米五	六米〇	五米一	六米四	五米四
天 氣	曇小雨	晴	曇小雨	曇小雨	晴	雨又曇
雨量	八純八	〇	二純〇	〇純〇	〇	三純一
記 事	前夜寒ノ	午后四時	前日寒ノ	午前三時	午後一時	午前〇時

降雨早曉 止ニ黄昏 ヨリ再ヒ 降雨	四十三分 海上風雨 ノ警報着 電結霜ア	細雨午前 二時二十 五分止 全十一時 四十分ニ リ十分間 并ニ午後 四時四十 五分ニリ 四分間共 ニ微雨 午前九時 二十分内 雨警報ヲ 解除	五十五分 ニリ全八 時四十分 時々細雨 午後六時 ニリ十分 間北東ノ 強風	ヨリ同二 時迄北方 ノ強風	廿分海陸 風雨ノ警 報着電 午前五時 三十一分 四十五秒 ヨリ三十 秒間緩慢 ナル弱震 終日時々 微雨 午後四時 四十分内 陸ノ警戒 ヲ解除
----------------------------	------------------------------	--	--	---------------------	--

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日廿一日廿四日廿七日三十日十回發行)

明治三十七年三月二十一日發行

(金曜刊)

和歌山縣

和歌山縣知事 藤田 謙
和歌山縣役所 和歌山縣役所
和歌山縣役所 和歌山縣役所